

改正

平成28年7月1日告示第92号
 平成29年6月20日告示第67号
 平成29年10月2日告示第79号
 平成30年3月27日告示第23号
 令和2年3月27日告示第26号
 令和3年11月16日告示第152号
 令和4年2月16日告示第9号
 令和4年6月9日告示第80号
 令和4年9月30日告示第117号
 令和5年1月18日告示第3号
 令和5年3月17日告示第28号
 令和5年8月4日告示第92号
 令和6年7月11日告示第113号
 令和6年10月16日告示第131号

山ノ内町中小企業融資規程実施要領

(融資規程第1条関係)

第1条 山ノ内町制度資金は、通常の資金調達が困難な中小企業者等の信用力を高め、事業資金の充足を図り、将来企業が独自の力と信用において、金融機関との通常な取引が図られる一手段として実施する中小企業金融の補完措置であり、かつ、この融資を通じて町商工施策に適合するよう誘導、援助し、もって中小企業者等の健全な発展を図ることを目的とする。

(融資規程第2条関係)

第2条 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第1号に規定する中小企業者とは、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号。以下「政令」という。）第1条第1項に規定する業種を営む者で次のとおりである。

業種	会社		個人
	資本金（出資金）	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
小売業	5,000万円以下	50人以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	100人以下
その他産業	3億円以下	300人以下	300人以下

2 信用保険法第2条第1項第2号に規定する中小企業者とは、次の表のとおりである。

業種	資本金の額又は出資の額	従業員数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

3 信用保険法第2条第1項第6号に規定する中小企業者とは、政令第1条第1項に規定する業種を営む者で次のとおりであること。

業種	常時使用する従業員数
小売業	50人以下
サービス業	100人以下
卸売業	100人以下
その他産業	300人以下

4 信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者とは、次のとおりである。

- (1) 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては、5人）以下の会社又は個人であつて、政令第1条第1項に規定する業種を営む者
- (2) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行う者
- (3) 事業協同小組合であつて政令第1条第1項に規定する業種を営むもの又はその組合員の3分の2以上が政令第1条第1項に規定する業種を営む者
- (4) 政令第1条第1項に規定する業種を営む企業組合であつて、事業に従事する組合員が20人以下の者
- (5) 政令第1条第1項に規定する業種を営む協業組合であつて、常時使用する従業員の数が20人以下の者
- (6) 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が20人以下の者
- (7) 政令第1条第1項に規定する業種を営む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。第7項において同じ。）であつて、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては、5人）以下であるもの

5 従業員数については、主たる事務所の他に従たる事務所等の従業員も含める。

6 「常時使用する従業員」には、事業主、法人の役員、臨時の従業員及び事業主と生計を一にする3親等内の親族は含まれない。この場合において、名目は臨時雇いであっても実質常用的なものについては、臨時の従業員とは認められず常時使用する従業員の範ちゅうに含まれる。

- 7 会社とは、合同会社、合名会社、合資会社、保証協会が保証対象とする土業法人、株式会社及び有限会社をいうものであり、宗教法人、学校法人、財団法人、社団法人等の非営利法人（特定非営利活動法人は除く。）は、たとえ収益事業を行っていても貸付の対象とならない。
- 8 中小企業団体等とは、山ノ内町中小企業融資規程（昭和52年5月25日規則第5号。以下「融資規程」という。）第2条第3号に規定するものをいう。
- 9 新規開業予定者とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項第1号、第3号及び第5号に規定する創業者であり、次のとおりであること。
- (1) 事業を営んでいない個人が、1月以内（産業競争力強化法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行おうとする者（以下「認定特定創業支援等事業者」という。）にあつては6月以内）に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (2) 事業を営んでいない個人が、2月以内（認定特定創業支援等事業者にあつては6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- (3) 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- 10 新規開業者とは、融資規程第2条第6号に規定するものをいう。
（融資規程第3条関係）

第3条 融資対象 融資あつせん対象者は、町内に事務所又は事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営んでいるものとされているが、町内における営業期間が1年未満の者であっても次の各号の一に該当する者については、融資あつせんの対象とすることができる。また、「町内事務所又は事業所を有し」とは、個人事業主においては、町内に事務所、店舗等を有する場合かつ住民登録がされている場合、法人においては、町内に事務所、店舗等を有する場合かつ商業登記簿謄本上の本店又は支店登記がされている場合をいう。ただし、町内に設置する設備資金の場合は、個人事業主にあつては住民登録がなくても、法人にあつては商業登記簿謄本上の本店又は支店登記がなくても対象とする。

- (1) 創業支援資金における新規開業者及び新規開業予定者
- (2) 事業休止期間が1年未満であつて、再開しようとする事業の業種が休止前のそれと同一業種である事業再開者（事業休止前において町内で1年以上継続して事業を営んでいるものに限る。）

		運転資金		設備資金	
		町内事業所有	町内事業所無	町内設置	町外設置
法人	商業登記所在地町内	○	×	○	×
	商業登記所在地町外	×	×	○	×
個人	住民登録町内	○	×	○	×
	住民登録町外	×	×	○	×

- 2 融資あっせん非対象者 次に掲げる者については、融資の対象から除外する。
- (1) 個人事業主にあつては事業主、法人にあつては法人の納期到来分の町税（事業主又は法人の代表者が町外居住者の場合は、当該市町村税を含む。以下「町税等」という。）について未納がある者
 - (2) 営業と家計が分離していないと認められる者
 - (3) 返済能力がなく、経営継続の見込みがないと認められる者
 - (4) 制度資金を不正に使用したことがある者
 - (5) 経営内容が投機的と認められる者
 - (6) 営業に関し公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている者
 - (7) 金融機関から取引停止の処分を受けている者
 - (8) 許認可等を要する業種で、これらを受けないで営業している者
 - (9) 保証協会の保証を得られない者
 - (10) その他町長が適当でないと認める者
- 3 融資あっせん非対象業種 「その他町長が適当でないと認める者」とは、次に掲げる事業を行う者をいう。
- (1) 農業（作業所内において工場的生産設備を有するものを除く。）
 - (2) 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
 - (3) 漁業
 - (4) 金融・保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第25項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第3条第1項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
 - (5) 次に掲げる業種に属する事業
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第3条第1項の適用を受けた飲食店（食事の提供を主目的とするものである場合並びに衛生水準を高め、近代化を促進するものである場合を除く。）
 - イ 風営法第2条第1項第4号及び第5号に規定する風俗営業（同項第4号に規定するまあじやん屋及び同項第5号に規定するゲームセンターを除く。）及び第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
 - ウ 「他に分類されないその他の生活関連サービス業」のうち、易断所、観相業及び相場案内業（けい線屋）
 - エ 競輪・競馬等の競走場、競技団
 - オ 芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）
 - カ 「娯楽に附帯するサービス業」のうち、場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業
 - キ 「その他の専門サービス業」のうち、興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
 - ク 「職業紹介業」のうち、芸ぎ周旋業
 - ケ 「他に分類されないその他の事業サービス業」のうち、集金業、取立業（公共料金又はこれに準じるものに係るものを除く。）
 - コ 政治・経済・文化団体

サ 宗教団体

(融資規程第3条別表関係)

第4条 各資金共通事項については次のとおりとする。

(1) 資金使途

ア 設備資金 事業経営上必要とする設備投資のための資金で、生産又は営業設備（土地・建物を含む。）の取得、増設、改良等のものであって、これによって業容の拡大、品質の向上、付加価値の上昇、公害の防止、省資源・省エネルギー化等が図られ、経営の合理化等に役立つものであること。また、営業権（無形固定資産）、権利金（繰延資産）、保証金、敷金等も対象とする。ただし、補助金及び助成金が支出されている場合の設備の貸付対象額は、原則として補助額及び助成額を除いた額とすること。なお、次のものは貸付けの対象外とする。

(ア) 町外に設置する設備に対するもの

(イ) 貸借対照表の固定資産に計上されないもの

(ウ) 不動産取得のうち、投機的なもの又は過剰取得的のもの

(エ) 3,5,7ナンバー等の一般乗用に供する自動車（車体に企業名又は屋号を記入する場合を除く。）

(オ) 融資申込み時において、既に代金の支払が行われているもの

イ 運転資金 事業経営上必要とする資金で、原材料、商品等の仕入、賃金その他経費の支払等のためのものであって、これによって事業活動が継続され経営の安定に役立つもの。ただし、既借入金の返済のための資金等は原則として貸付けの対象としない。

(2) 貸付限度

ア 貸付限度は、1 中小企業者等についての額である。

イ 貸付額は、10万円以上の額とし、1万円未満の端数はこれを切り捨てる。

ウ 各資金の1貸付先当たりの最高限度額は、貸付残高による。

(3) 貸付期間及び据置期間は、最長期間を定めたものであり、資金別及び資金使途によって別に定める。ただし、最短期間は13ヶ月とする。

(4) 連帯保証人は原則不要とする。ただし、次に該当する場合はこの限りではない。

ア 申込者が法人又は中小企業団体等にあつて、その経営責任のある地位の役員（代表権のあるものをいう。以下同じ。）を連帯保証人とする場合

イ 申込者と経営上密接な関係にある法人による法人保証がある場合

ウ 中小企業団体等において、法人代表者に加えて、他の役員を連帯保証人とする場合

エ 実質的な経営権を有している者や営業許可名義人又は申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者を連帯保証人とする場合

オ 本人又は代表者に健康上の理由があり、事業承継予定者を連帯保証人とする場合

カ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であつて、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申出があつた場合

(5) 返済方法は元金均等による月賦返済とする。

(6) 保証 融資規程による貸付けは、保証協会が債務の保証を行う貸付けとする。

2 中小企業振興資金

(1) 一般資金

貸付対象者	中小企業者等	
資金使途	運転及び設備資金	
貸付限度額	運転	500万円以内
	設備	800万円以内
貸付期間	運転	5年以内（6ヶ月以内の据置期間を含む。）
	設備	7年以内（1年以内の据置期間を含む。）
担保	不要	
連帯保証人	原則として不要とする。ただし、前項第4号アからカに該当する場合は、この限りでない。	

(2) 経営安定活力資金

貸付対象者	<p>経営の安定に支障が生じている中小企業者等「経営の安定に支障が生じている中小企業者等」とは、次の一に該当する者をいう。</p> <p>ア 最近3ヶ月の売上高が前年同期比10%以上減少しているもの</p> <p>イ 最近6ヶ月の売上高が前年同期比5%以上減少しているもの</p> <p>ウ 最近3ヶ月の売上高が2年又は3年前の同期比15%以上減少し、かつ、前年同期比5%以上減少しているもの</p> <p>エ 信用保険法第2条第5項各号の一に該当するもの</p> <p>オ 危機関連保証制度要綱（平成29・10・23中庁第1号）に定める危機関連保証を利用するもの</p> <p>カ 取引企業の倒産による関連倒産の防止のための資金を必要とするもの</p> <p>キ 町長が特に必要があると認めて別に定めるもの</p>
資金使途	運転及び設備資金
貸付限度額	800万円以内
貸付期間	7年以内（1年以内の据置期間を含む。）
担保	不要
連帯保証人	原則として不要とする。ただし、前項第4号アからカに該当する場合は、この限りでない。
資金の借換え制度	融資規程に基づく借入金を借換えるための資金も運転資金の対象として取り扱う。その場合にはアの条件を全て満たすとともに、イの

	<p>事項に留意すること。</p> <p>ア 借換え条件</p> <p>(ア) 貸付対象者に規定される者であること。</p> <p>(イ) 借換え対象となるのは、融資規程によりあっせんを受けた保証協会の保証付既借入金（以下「借換え対象資金」という。）であり、これを一括返済すること。</p> <p>(ウ) 借換え対象資金について、延滞のないこと。</p> <p>(エ) 保証協会の保証が得られること。</p> <p>イ 留意事項</p> <p>(ア) 別表に定める添付書類に加え、借換え対象資金の償還表を添付すること。</p> <p>(イ) 原則として同一金融機関での借換えであること。</p> <p>(ウ) 保証協会の「借換保証制度要綱」の範囲において行うこと。</p> <p>(エ) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借替えることはできない。</p> <p>(オ) 経営安定関連保証等の各種保険特例を利用した場合（いわゆる別枠保証）は、借換えに際しても別枠保証を利用することを原則とする。</p> <p>(カ) あっせん申込書の「資金使途」欄に、借換え対象資金の借入実行日、借入金額、借入残高を明記すること。</p> <p>(キ) 商工会、金融機関は、経営改善計画の策定その他、事業者の経営安定に寄与するよう指導助言に努めること。</p>
<p>期中管理</p>	<p>貸付対象者エが、信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）、及び貸付対象者オに該当する場合は、次のとおり期中管理を行うこととする。</p> <p>ア 取扱金融機関は貸付けを実行した日から5年にわたりモニタリングを行うこと。ただし、貸付対象者オで保証期間が1年以内であるときはこの限りではない。</p> <p>イ 取扱金融機関は半期に一度信用保証協会に対しモニタリング内容を電子媒体で報告すること。ただし、貸付対象者オで報告期間が保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下「危機指定期間」という。）中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告すること。</p> <p>ウ 取扱金融機関は半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができる</p> <p>エ 取扱金融機関が上記イの報告を行わなかった場合は、当該案件</p>

	に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出すること
その他	本資金に係る調書の添付書類は、次のとおりである。 ア 貸付対象者アからウによる場合は売上高を証明する書類 イ 貸付対象者エ及びカによる場合は信用保険法第2条第5項各号の規定による認定書 ウ 貸付対象者オによる場合は信用保険法第2条第6項の規定による認定書

3 小企業特別小口資金

貸付対象者	小規模企業者
資金使途	運転資金
貸付限度額	300万円以内
貸付期間	5年以内（6ヶ月以内の据置期間含む。）
担保	不要
連帯保証人	原則として不要とする。ただし、第1項第4号アからカに該当する場合は、この限りでない。

4 創業支援資金

貸付対象者	新規開業予定者及び新規開業者	
資金使途	運転資金及び設備資金	
貸付限度額	500万円以内	
貸付期間	運転	5年以内（1年以内の据置期間含む。）
	設備	7年以内（1年以内の据置期間含む。）
担保	不要	
連帯保証人	原則として不要とする。ただし、第1項第4号連帯保証人アからカに該当する場合は、この限りでない。	
その他	ア 新規開業予定者にあつては、融資あつせん申込みにあたり、創業計画書を作成すること。 イ 新規開業者で、創業1年未満の者にあつては、融資あつせん申込みにあたり、収支等計画書を作成すること。	

	<p>ウ 無担保・無保証人による貸付けは、保証協会の創業関連保証の中で取扱うことになっているので、次の点に留意すること。</p> <p>(ア) 他の融資制度を含めて1貸付先の保証限度額は3,500万円であること。</p> <p>(イ) 無担保保証(8,000万円)の範囲内であること。</p> <p>エ 認定特定創業支援等を受けた新規開業予定者は証明書の写しを添付すること。</p>
--	---

(融資規程第4, 5, 6条関係)

第5条 融資あっせんの申込み、決定等については次のとおりとする。

- (1) 様式 申込書の様式は融資規程様式第1号のとおりとする。
- (2) 提出部数 別表のとおりとする。
- (3) 添付書類
 - ア 添付書類は別表のとおりとする。ただし、特に必要と認める場合は、このほかの書類を添付させることができる。
 - イ 前号以外に金融機関及び保証協会より必要とされる書類については、当該金融機関及び保証協会の定めるところによる。
 - ウ 町税納税証明書については本町町税等に一切の未納がないことを証明するものとし、直近1年分を添付するものとする。ただし、事業主又は法人に本町における町税等の課税が一切ない場合で、他の市町村で市町村税等が課税されている場合は当該市町村の納期到来分の市町村税等について未納がないことの証明書を添付するものとする。
- (4) 調査 あっせん申込者に対し、企業の経営実態、資金を必要な事情等について把握するため、現地調査を行うことができる。
- (5) 審査 あっせんに対する審査については、関係機関と協議し、町が主体性をもって行う。
- (6) あっせん申込み
 - ア 申込受付は、山ノ内町商工会で行うものとする。
 - イ 申込みには、申請者の申込み意思の確認を必要とする。
 - ウ あっせんは中小企業者等の資金需要期に応じて行い、資金需要期が2以上となるものの一括あっせんは行わない。
 - エ 年末、年度末の書類提出期限については、申込状況等を考慮し町で決定後、金融機関、保証協会、商工会へ通知する。
 - オ 町が融資のあっせんを決定した場合は、あっせん申込書の所定欄に必要事項を記入、押印の上、金融機関へ送付する。
- (7) 融資の決定
 - ア あっせん申込者への貸付承諾又は不承諾の通知は、原則として金融機関が通知するものとする。
 - イ 町長への不承諾の通知は、不承諾を決定した金融機関又は保証協会が決定後直ちに通知するものとする。
- (8) あっせんの取下げ あっせんの取下げの際は、申込者は、融資あっせん取下依頼書(様式5)を町長あてに提出する。町は、融資あっせん取下依頼書の提出を受けた際には、申込者及び各機関に、融資あっせん取下通知書(様式6)により周知する。

(融資規程第10条関係)

第6条 設備完了届の様式は、融資規程様式第3号のとおりとする。

2 設備資金のあつせんを受けた者は、原則として設備の設置後30日以内に町長あてに設備完了届を提出するものとする。

3 添付書類は領収書等、当該設備資金に係る支払いについて下記の項目が記載されている書類及び設備完了後の状況が確認できる写真を添付するものとする。

- (1) 支払者名
- (2) 支払先名
- (3) 支払金額
- (4) 支払日

4 設備完了届が未提出の場合又は不正利用等が認められるものについては、当該申込者に対し、当該資金の繰上償還要求及び以後のあつせんを不承諾とすることができる。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月1日告示第92号)

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月20日告示第67号)

この告示は、平成29年6月20日から施行する。

附 則 (平成29年10月2日告示第79号)

この告示は、平成29年10月2日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日告示第23号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日告示第26号)

この告示は、令和2年3月27日から施行し、第2条については、平成30年9月25日から適用し、第4条第2項については、令和2年2月1日から適用し、同条第4項については、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年11月16日告示第152号)

この告示は、令和3年11月16日から施行する。

附 則 (令和4年2月16日告示第9号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月9日告示第30号)

この告示は、令和4年6月10日から施行する。

附 則 (令和4年9月30日告示第117号)

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月18日告示第3号)

この告示は、令和5年1月18日から施行し、令和5年度上半期モニタリング報告分から適用する。

附 則 (令和5年3月17日告示第28号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月4日告示第92号)

この告示は、令和5年8月7日から施行する。

附 則 (令和6年7月11日告示第113号)

この告示は、令和6年7月11日から施行する。

附 則（令和6年10月16日告示第131号）

この告示は、令和6年10月16日から施行する。

別表（第5条関係）

	提出部数	一般資金	経営安定 活力資金	小企業特 別小口資 金	創業支援 資金
あっせん申込書 （融資規程様式第1号）	3部	○	○	○	○
定款及び法人登記全部事項証明書 注①	2部	○	○	○	○
住民票抄本 注①	2部	○	○	○	○
直近の決算書	2部	○	○	○	○ 注②
契約書又は見積書の写し （設備の場合）	2部	○	○		○
カタログ又は設計書の写し （設備の場合）	2部	○	○		○
町税納税証明書	1部	○	○	○	○
許可証の写し （許認可の必要な業種の場合）	2部	○	○	○	○
別紙様式	2部		様式1 注③		様式2 様式3 様式4 注④
事業所周辺の略図	2部	○	○	○	○
信用保証委託申込書の写し	2部	○	○	○	○

注①：町融資制度初回利用時又は内容に変更が生じた場合のみ提出

注②：開業後1年以上の者のみ提出

注③：売上金額が確認できる書類（税理士等または商工会経営指導員の確認印のあるもの）を添付すること。中小企業信用保険法第2条第5項各号及び第6項に該当する者は提出不要

注④：新規開業予定者は様式2及び様式3を提出、開業後1年未満の者は様式4を提出
様式1（経営安定活力資金関係）

山ノ内町中小企業振興資金に係る調書

年 月 日

企業名 _____

1 最近3ヶ月の売上高が前年同期比10%以上減少しているもの

売上高	最近3ヶ月 (年 月～ 年 月)	前年同期 (年 月～ 年 月)	売上高減少率 (②-①)/②×100
	①	円	② 円

2 最近6ヶ月の売上高が前年同期比5%以上減少しているもの

売上高	最近6ヶ月 (年 月～ 年 月)	前年同期 (年 月～ 年 月)	売上高減少率 (②-①)/②×100
	①	円	② 円

3 最近3ヶ月の売上高が2年又は3年前の同期比15%以上減少し、かつ前年同期比5%以上減少しているもの

売上高	最近3ヶ月 (年 月～ 年 月)	2年又は3年前同期 (年 月～ 年 月)	売上高減少率 (②-①)/②×100	
	①	円	② 円	%
			前年同期 (年 月～ 年 月)	売上高減少率 (③-①)/③×100
		③ 円	%	

4 関連倒産防止の場合

A	倒産企業名	B	Aに対する売掛金債権等	C	Bの内、回収困難な額
			千円		千円

(注) 上記1～4の申請の際には、金額等確認のため資料の提出をお願いします

経営の安定に支障をきたしている原因

具体的な資金使途及び効果

今後の対策及び改善策

様式2 (創業支援資金関係)

創業計画書

年 月 日

[申込人]

創業支援資金の申込みにあたり、
以下のとおり創業計画書を提出します。

住 所

会社名

氏名または
代表者名

1. 事業概要

開業形態	個人事業・法人事業	商号(個人) 設立予定の法人名			
開業(予定)住所	電話 ()				
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有・無	開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	年	月	日
業種 (取扱品・サービス)	()	従業員数 (うち家族)	(人)	パート・ アルバイト	人
資本金(法人) (予定含む)	円	出資者・出資額 (法人設立予定の場合)			
開業動機・目的					
外部環境 (業界動向、競合状況、立地 環境等)					
開業に必要な経験 (知識、技術、ノウハウの習 得、資格等)					
強み(セールスポイント、他社 との差別化等)					
事業協力者 (相談者、チェーン本部等)			発起人(※1)		
他の事業との兼務の状況 (※2)	創業時、申込時において、他の事業 を営んで(いる ・ いない)	創業前の職業、 勤務先等(※2)			

※1 法人設立(予定含む)の主体的な発起人が、代表者と異なる場合にご記入ください。

※2 法人設立(予定含む)の場合には主体的な発起人についてご記入ください。

2. 創業準備の着手状況[下記の該当事項に○印を付けてください]

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可等の申請が受理されている。
- キ その他(具体的に記入してください)

3. 必要な資金及び調達の方法

投資計画		金額(千円)	調達方法		金額(千円)	
設備資金	(不動産取得・敷金・入居保証金)		預金	(預け先)		
	(改装費)					
	(機械設備、什器備品等)		預金以外	有価証券		
	① 設備資金 計					
運転資金	(商品・原材料の仕入資金)		借入金	金融機関等	(本件)	
	(人件費・賃金等)					
	(その他の資金)					
	② 運転資金 計		親戚・知人			
合計(①+②)				④ 借入金 計		
合計(①+②)			合計(③+④)			

※投資計画と調達方法の合計金額は一致します。

4. 販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
	年 千円	現金・売掛・手形		年 千円	現金・売掛・手形
		現金・売掛・手形			現金・売掛・手形
		現金・売掛・手形			現金・売掛・手形

5. 収支(損益)計画

		1 期目(ヶ月)	2 期目	売上高、売上原価(仕入高)、経費を計算された根拠をご記入ください。
		年 月期	年 月期	
売上高等 ①		千円	千円	
売上原価 ②				
経費	人件費※			
	地代家賃			
	水道光熱費			
	(その他)			
	(その他)			
	支払利息			
合計 ③				
利益(①-②-③)				※個人事業の場合、人件費には事業主分は含めません。

6. 借入金等状況(※)

借入金等	資金使途	借入先	借入残高 (千円)	残存返済期間 (ヶ月)	年間返済額 (千円)
	事業性				
非事業性	住宅ローン				

(※)現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
(経営者本人が負担している保証債務も含まれます)

7. 自己資金算定表 [個人がこれから創業する場合、または法人設立予定の場合にご記入ください。]

事業に充てるため用意した自己資金	種類	備考(預け先、設備内容、支払先等)	金額(千円)
	普通預金		
	定期性預金		
	有価証券等		
	敷金・入居保証金等		
	設備充当等(不動産除く)		
	その他資産(不動産除く)		
	合計①		
控除する借入金② (6.に記載の借入金(保証債務は除く)の年間返済額の2年分(2年以内は全額))			
自己資金額(①-②)			

※ 自己資金額については、信用保証協会において再計算します。

8. その他(計画に関する補足説明がありましたらご記入ください)

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

様式3 (創業支援資金関係)

創業計画に関する意見書

計 画 者	住 所	
	名称及び代表者名	
計画に 関する意見	開業準備状況	
	当初運転資金計画	
	設 備 計 画	
	資 金 調 達 計 画	
	収 支 計 画	
	販売・仕入先	
その他指導事項 (税務・労務等)		
創業計画の妥当性 (総合評価)		
相手先実地調査日		
経営指導員名		

様式4 (創業支援資金関係)

収支等計画書

年 月 日

住 所

会 社 名

氏名または
代表者名

1. 収支(損益)計画

		1期目【 年 月期】			2期目
		実績(ヶ月)	計画(ヶ月)	合計	【 年 月期】
		千円	千円	千円	千円
売上高等①					
売上原価(仕入高)②					
経費	人件費				
	地代家賃				
	水道光熱費				
	(その他)				
	(その他)				
	支払利息				
合計③					
利益(①-②-③)					

2. 資産・負債の状況 【 年 月 日現在】 ※別途、貸借対照表を添付する場合は記載を省略できます。

資産		金額(千円)	負債・純資産		金額(千円)
流動資産	現金・預金		流動負債	買掛金	
	受取手形			(借入先)	
	売掛金			(その他)	
	原材料・商品			(その他)	
	(その他)			(その他)	
固定資産・その他	建築・構築物		固定負債	(借入先)	
	機械装置			(借入先)	
	車両運搬具			(その他)	
	土地			(その他)	
	敷金・保証金		純資産	資本金	
	(その他)			利益その他	
資産合計			負債・純資産合計		

※個人事業主の場合には非事業性の資産(住宅等)及び負債(住宅ローン等)含めてご記入ください。

3. その他(今後必要とする事業資金、計画に関する補足説明がありましたらご記入ください。)

<p>_____</p> <p>_____</p>

※開業後1年未満の方にご提出いただきます。別途、収支計画及び貸借対照表をご提出いただく場合は省略できます。

様式5 (あっせん取下げ関係)

融資あっせん取下依頼書

年 月 日

山ノ内町長 様

所在地

企業名

代表者名

年 月 日付で行った下記の山ノ内町制度資金の申込みを取下げます。

記

1. 申込資金名

2. 申込金額 千円

3. 資金使途 設備資金 ・ 運転資金 (いずれかに○をする)

4. 借入希望金融機関

5. 取下げ理由

様式6 (あっせん取下げ関係)

融資あっせん取下通知書

年 月 日

(申込者)
(商工会長)
(保証協会等の長) 様
(金融機関の長)

山ノ内町長 印

年 月 日付であっせん申込みが行われた下記の山ノ内町制度資金の取下
依頼書を受理しました。

つきましては、当該融資あっせんが取下げられたことをご報告します。

記

1. 申込者
2. 所在地
3. 申込資金名
4. 申込金額
5. 資金使途
6. 借入希望金融機関